

次期熱中症対策実行計画の骨子（案）

黒字：現行の熱中症対策実行計画（概要）に記載された具体的な施策に対応する本文を抜粋

赤字：次期熱中症対策実行計画への追記案

第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

1. 目標

中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数※）について、現状から半減することを目指す。

この目標の達成に向けて、政府一体となった熱中症対策を計画的に推進する。

※ 熱中症による死亡者数の、平成29年から令和3年の5年移動平均は1,145人である。令和4年の熱中症による死亡者数（概数）を用いた5年移動平均は1,295人。

<次期>

国民にとって理解しやすい具体的な目標にするため、中長期的には死亡者数の半減を堅持しつつも、気候変動の進行による厳しい現実を踏まえ、まずは、死亡者数1,000人以下を当面の目標とする。

その上で、対策がどれだけ進んだかを明らかにするため、死亡者数のみならず、他の数値も参考指標とする。

2. 計画期間

熱中症対策実行計画（以下、「実行計画」）は、気候変動適応計画（以下、「適応計画」）に即して、今後おおむね5年間における熱中症対策に関する関係者の基本的な役割及び具体的な施策を示すものとする。

3. 関係者の基本的役割

- （1）国の基本的役割
- （2）地方公共団体の基本的役割
- （3）事業者の基本的役割
- （4）国民の基本的役割
- （5）熱中症対策に関して環境再生保全機構が果たすべき役割

第2章 熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- （1）効果的な普及啓発の実施

- 関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。以下のような、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。＜関係府省庁＞
- エアコンに関するシーズン前の早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行う。＜経済産業省、環境省＞
- 電力需給ひっ迫や電気料金高騰時においても、節電に配慮した上でエアコンを適切に使用することや、クールビズ等の薄着の奨励、積極的に水分・塩分を補給する等の熱中症予防行動を呼びかける。＜関係府省庁＞
- （２）暑さ指数及び気温の観測及び予報情報等の提供
- （３）熱中症警戒情報の発表及び周知と熱中症予防行動の徹底
- 熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省「MAFF アプリ」、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映や災害時情報提供アプリでの提供等の様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、熱中症警戒情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。＜関係府省庁＞
- （４）熱中症発生状況等に係る正確な実態把握及び情報提供
- 夏季における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表する。＜消防庁＞
- （５）国際的な情報発信及び協力

＜今回強化する事項＞

- 熱中症警戒アラートの認知度自体は96%であるものの、内容まで理解している者は48%にとどまることから、熱中症警戒アラートが発表された際に国民が具体的な熱中症予防行動を行えるよう、最新の科学的知見を踏まえて更なる普及啓発を進める。＜環境省＞
- 緩和と適応をつなげるための情報発信のあり方について【今回議論】

２．熱中症弱者のための熱中症対策

- 改正適応法に基づく熱中症対策普及団体（以下「熱中症対策普及団体」という。）や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。＜内閣府、厚生労働省、環境省＞
- エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。＜厚生労働省、環境省＞

＜今回強化する事項＞

- 死亡者数の8割が高齢者であり、その多くが屋内で死亡していることから、高齢者への直接的な見守り・声かけ（アウトリーチ）の取組をさらに促進する。＜環境省＞

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

(1) 学校現場における熱中症対策

- 学校における熱中症対策の実施状況を把握する。その上で、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」について、学校保健に従事する教育関係者に対して周知し、ガイドラインの作成や危機管理マニュアルへの反映等の活用を促す。教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。＜文部科学省＞
- 公立小中学校等の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援する。また、エアコンの適切な利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。＜文部科学省＞

(2) 職場における熱中症対策

- 職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。＜厚生労働省＞

(3) スポーツ時における熱中症対策

- 社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。＜スポーツ庁＞

(4) イベント時の熱中症対策

(5) 災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策

- 災害時の避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行う。＜内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省＞

(6) 農業現場における熱中症対策

- 農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。＜農林水産省＞

＜今回強化する事項＞

- 災害時における熱中症対策のあり方について【今回議論】
- 職場における熱中症対策に関し、改正労働安全衛生規則の内容を周知し、熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、関係作業員への周知等の徹底を図る。また、職場における熱中症防止のためのガイドラインを周知し、事業者が作業環境管理、作業管理などの熱中症防止対策を実施することを推進する。＜厚生労働省＞
（「○ 職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団

体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。＜厚生労働省＞」は削除。）

- 建設労働者等、屋外で働く建設業従事者の労働環境の改善のためにも、「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」に基づき、猛暑期間・時間の作業回避等の取組を、公共・民間を問わず全ての工事で推進する。＜国土交通省＞
- 「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」等に基づき、関係者に対して、適切な熱中症事故防止対策を周知し、実施を促す。＜スポーツ庁＞
- 災害時の避難所に指定されている公共施設等において、エアコンや非常用電源に加え、再生可能エネルギーや蓄電池の整備についても支援を行う。＜内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省＞
- 農作業中の熱中症対策について、「熱中症等対策研修強化期間」及び「夏の熱中症等対策声かけ期間」を設定し、熱中症等の回避に向けた安全意識の向上の取組を推進する。＜農林水産省＞
（「○ 農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。＜農林水産省＞」は削除。）
- 農作業中の熱中症等による事故を防ぐため、スマート農業技術や農業サービス事業者等を活用した生産方式（ホワイト生産方式）への転換と、農業者における熱中症等の回避行動の啓発活動を併せて推進する「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」を推進する。＜農林水産省＞
- 国内旅行者のみならず、訪日外国人旅行者に対しても熱中症予防に関する普及啓発の取組を一層進める。例えば、来年３月から９月まで開催される２０２７年国際園芸博覧会（横浜グリーンエクスポ）に向け、来場者等の熱中症対策を一層強化する。＜厚生労働省、農林水産省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省＞

４．地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

（１）地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

- 地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。＜関係府省庁＞
- 指定暑熱避難施設の指定、その他暑さを避けるためエアコンを設置し一般の利用に供する施設や場（クーリングシェルターやクールシェアスポット）の確保や一般への情報提供を働きかける。＜環境省＞
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等民間団体を熱中症対策普及団体として指定することや、その他の NPO 等、民間の専門知識を有する人材・組織を活用した、熱中症弱者に対し見守り・声かけすることを強化し、熱中症予防行動の実施を働きかける。＜

厚生労働省、環境省＞

(2) 暑さ指数及び熱中症警戒情報の効果的な活用の促進

(3) 優れた熱中症対策の取組の共有及び実施

- 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、先進的な取組を行う地方公共団体の事例を取りまとめた優良事例集を作成する。そして、環境再生保全機構とも連携し、研修会や講習会を地方公共団体等に向けて実施する等により、優れた取組の全国展開を図る。＜環境省＞
- (4) 救急業務及び医療現場における熱中症対策**

＜今回強化する事項＞

- 熱中症対策に当たっては、国と地方公共団体との役割分担と連携が重要である。クーリングシェルターについては、全ての市町村において指定することを目指して制度の周知及び指定の促進を図ると共に、利活用を促進するため、指定数の増加だけでなく、クーリングシェルターの効果的・効率的な配置について、国において試行的な検討を進める。＜環境省＞
- 日常生活を安心かつ快適に送ることができる都市空間を形成するため、緑化や日よけ等によるクールスポットの創出などの暑熱対策を推進する。＜国土交通省＞
- 熱中症対策を含む適応策を様々な地域で着実に社会実装していくため、気候変動適応の実践を率先して実施する気候変動適応先進地域を創出する。＜環境省＞

5. 産業界との連携

- 熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。＜関係府省庁＞

＜今回強化する事項＞

- 死亡者数の8割が高齢者であり、その多くが屋内で死亡していることから、高齢者への直接的な見守り・声かけ（アウトリーチ）の取組をさらに促進するとともに、技術の活用等により、本人の気付きや行動を補完する取組を推進する。（再掲・一部内容追加）＜関係府省庁＞

6. 熱中症対策に関する調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、半年先までの予測技術等の改善に取り組む。＜気象庁＞
- 国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理する。＜環境省＞

＜今回強化する事項＞

- 地域における熱中症対策を一層促進するため、行動変容につながる普及啓発の分析に

加え、熱中症や熱中症特別警戒情報等による社会経済的影響を評価するために必要な調査研究を実施する。＜環境省＞

- 気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理するとともに、社会的影響の解像度の向上等に取り組む。＜環境省＞

（「○ 国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理する。＜環境省＞」は削除。）

7. 極端な高温の発生への備え

- 地域において、住民の命と健康を守るため、極端な高温の発生や熱中症特別警戒情報の発表時に、市町村や住民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、首長の主導の下、地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、日頃からの見守り・声かけ体制の活用、施設管理者におけるエアコンの整備や指定暑熱避難施設の確保・運営等に関する事前の準備、災害対策の知見・経験の共有等を通じ、地方公共団体の体制整備等が進むよう支援する。＜関係府省庁＞
- 熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するため、運用に関する指針や体制を整備する。＜環境省＞
- 熱中症特別警戒情報の在り方については、救急搬送に関する情報等の活用も含めて検討する。＜消防庁、環境省＞
- 熱中症弱者のうち、公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等の方策について、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討する。＜内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省＞

8. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施

- 上記の1で掲げる様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。＜関係府省庁＞
- 熱中症特別警戒情報が発表された際には、改正適応法に基づき市町村が指定した指定暑熱避難施設を開放し、適切に運用されることを確認する。＜環境省＞
- 地方公共団体における対策の迅速な実施に協力する。＜関係府省庁＞

＜今回強化する事項＞

- 公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導といった見守り・声かけに加え、施設管理者におけるエアコンの整備、指定暑熱避難施設の確保・運営などの体制整備等の地方公共団体における対策の迅速な実施に協力する。＜関係府省庁＞

第3章 熱中症対策の推進体制及び実行計画の見直し等

1. 推進体制

2. 実行計画の見直し及び評価

実行計画については、定期的に地方公共団体、事業者、国民等に対するアンケートやヒアリング等を実施し、熱中症対策の認知度や具体的な対策が定着しているかどうかを把握し、評価する。これらの評価結果や、気候変動による影響評価、高齢化等による社会状況変化、熱中症発生状況の推移、国民世論の動向等を見据え、更なる対策の追加や強化について引き続き検討する。

また、推進体制についても、極端な高温の発生時の対応の在り方の検討結果に応じて、見直すこととする。

見直しの時期については、適応計画と併せて令和8年度目途に見直すこととし、その後はおおむね5年ごとに見直すものとする。

<次期>

見直しの時期については、おおむね5年ごとに見直すものとする。